

令和7年12月25日

郡市区等医師会長 殿

一般社団法人大阪府医師会  
会長 加納 康至  
(公印省略)

### 令和8年度診療報酬改定率について

平素より本会会務の運営に特段のご理解・ご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

日本医師会から、令和8年度診療報酬改定に係る改定率が、下記のとおり決定されたとの連絡がありましたので、お知らせいたします。

#### 記

令和8年度診療報酬・薬価等改定は、医療費の伸び、物価・賃金の動向、医療機関等の収支や経営状況、保険料などの国民負担、保険財政や国の財政に係る状況を踏まえ、以下のとおりとする。(1については令和8年6月施行、2については令和8年4月施行(ただし、材料価格は令和8年6月施行))

なお、各項目の詳細については厚生労働省資料「診療報酬改定について」を参照されたい。

1. 診療報酬+3.09%(令和8年度及び令和9年度の2年度平均。令和8年度+2.41%(国費2,348億円程度(令和8年度予算額。以下同じ))、令和9年度+3.77%)
  - ※1 うち、賃上げ分 +1.70%(2年度平均。令和8年度+1.23%、令和9年度+2.18%)
    - ・医療現場での生産性向上の取組と併せ、令和8年度・令和9年度にそれぞれ3.2%(看護補助者、事務職員は5.7%)のベアを実現するための措置
    - ・うち、改定率の0.28%分は、医療機関等における賃上げ余力の回復・確保を図りつつ幅広い職種での賃上げを確実にするための特例的な対応
  - ※2 うち、物価対応分 +0.76%(2年度平均。令和8年度+0.55%、令和9年度+0.97%)
    - ・特に、令和8年以降の物価上昇への対応として+0.62%(令和8年度+0.41%、令和9年度0.82%)を充て、施設類型ごとの費用関係データ等に基づき配分  
(病院+0.49%、医科診療所+0.10%、歯科診療所+0.02%、保険薬局+0.01%)
    - ・また、改定率の0.14%分は、高度医療機能を担う病院(大学病院を含む)が物価高の影響を受けやすいこと等を踏まえた特例的な対応
  - ※3 うち、食費・光熱水費分 +0.09%(入院時の食費基準額の引上げ(40円/食)、光熱水費基準額の引上げ(60円/日))

- ・患者負担の引上げ：食費は原則40円／食（低所得者は所得区分等に応じて20～30円／食）、光熱水費は原則60円（指定難病患者等は据え置き）

※4 うち、令和6年度改定以降の経営環境の悪化を踏まえた緊急対応分 +0.44%  
 ・配分に当たっては、令和7年度補正予算の効果を減じることのないよう、施設類型ごとのメリハリを維持

（病院+0.40%、医科診療所+0.02%、歯科診療所+0.01%、保険薬局+0.01%）

※5 うち、後発医薬品への置換えの進展を踏まえた処方や調剤に係る評価の適正化、実態を踏まえた在宅医療・訪問看護関係の評価の適正化、長期処方・リフィル処方の取組強化等による効率化

▲0.15%

※6 うち、※1～5以外の方 +0.25%

各科改定率	医科+0.28%
	歯科+0.31%
	調剤+0.08%

## 2. 薬価等

薬価	▲0.86%	（国費▲1,052億円程度）
材料価格	▲0.01%	（国費▲11億円程度）
合計	▲0.87%	（国費▲1,063億円程度）

## 3. 診療報酬制度関連事項

①令和9年度における更なる調整及び令和10年度以降の経済・物価動向等への対応の検討

- ・実際の経済・物価の動向が見通しから大きく変動し、経営状況に支障が生じた場合には、令和9年度予算編成において必要な調整を行う

②賃上げの実効性確保のための対応

- ・令和6年度改定で入院基本料・初・再診料により賃上げ原資が配分された職種についても、令和6年度改定でベースアップ評価料の対象とされた職種と同様に、賃上げ措置の実効性が確保される仕組みを構築する

③医師偏在対策のための対応

④更なる経営情報の見える化のための対応

- ・令和10年度以降の改定に向けて、医療機関の経営実態がより詳細に把握できるよう、MCDB（医療法人経営情報データベース）及び医療経済実態調査の報告様式の精緻化に向けた検討を行う

## 4. 薬価制度関連事項

①令和8年度薬価制度改革及び令和9年度の薬価改定の実施

- ・市場拡大再算定の特例（共連れ）の廃止、令和9年度薬価改定の実施

②費用対効果評価制度の更なる活用